2　農林水産大臣は、次に掲げる要件の全てを満たす申請市町村を、令第九条第二項第二号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。

一　申請市町村が行つた過去五年間における次のイからホまでに掲げる事務の処理若しくは行為がそれぞれイからホまでに定める要件を満たしていること又は当該事務の処理若しくは行為が当該要件を満たしていない場合には、申請市町村が当該事務の処理若しくは行為について違反の是正若しくは改善を図つており、かつ、面積目標の達成に向けて農地若しくは採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策に取り組んでいると認められること。

イ　申請市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　法、令及びこの省令又は農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に違反したことがないこと。

ロ　法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理　当該申請書に付された意見の内容が法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行つたことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が農地転用許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ハ　農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下このハにおいて同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同法第十三条第四項において準用する同法第八条第四項の規定による協議において同法、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に定める要件を満たしていないとして同意しなかつたことがないこと。

ニ　第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第五十一条第一項の規定による処分若しくは命令又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の三の規定による命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　当該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

二　指定の日以後の農地転用許可事務の処理を行う体制（以下「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ　農地転用許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）配置すること。

ロ　イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあつては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1)　イの職員であつて、従事経験を有するもの

(2)　イの職員であつて、農地転用許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農業振興地域の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。

第四十九条の次に次の三条を加える。

（面積目標の達成状況等の報告）

第四十九条の二　指定市町村は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　面積目標の達成状況を記載した書類

二　前年の農地転用許可事務の処理の概要を記載した書類

2　前項の規定による場合のほか、指定市町村は、農林水産大臣の求めに応じ、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類を提出しなければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の三　令第九条第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一　令第九条第七項の規定に違反した場合

二　法第五十八条第二項の指示に従わない場合

三　農地転用許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五第三項の規定による求めに応じない場合

（指定及びその取消しに関し必要な事項）

第四十九条の四　第四十八条から前条までに規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第五十条第一項中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第一号中「第二十九条第一号」を「第二十六条第一号」に改める。

第五十一条中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に、「第三十条第二号」を「第二十七条第二号」に、「第四十九条第三号」を「第五十七条の三第三号」に改める。

第五十二条中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第一号中「第三十一条各号」を「第二十八条各号」に改める。

第五十三条第五号中「都道府県」を「都道府県等」に、「第二十八条第一号」を「第二十五条第一号」に改める。

第五十四条中「第十八条第一項第二号ニ」を「第十一条第一項第二号ニ」に、「第二十条」を「第十三条」に改める。

第五十五条中「第二十条第一号」を「第十三条第一号」に改める。

第五十六条中「第二十条第二号」を「第十三条第二号」に改める。

第五十七条第五号レ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の二　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

2　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十条第一号から第四号までに掲げる書類

二　申請に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面